平成２２年（フ）第１７２号
鹿児島県霧島市国分重久353番地１重久団地９―206
債務者　藤﨑由美子
1　決定年月日時　平成22年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１８３号
鹿児島県姶良市蒲生町上久徳32番地４
債務者　松林　文子
1　決定年月日時　平成22年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第４４０号
沖縄県那覇市小禄１丁目４番13号
債務者　前原美恵子
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第３７１号
秋田市泉中央４丁目６番15号
債務者　佐藤　重美
1　決定年月日時　平成22年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４８９号
秋田市牛島東７丁目10番35号
債務者　武村　師子
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５００号
秋田市飯島鼠田１丁目10番35号
債務者　沢木　　悠
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５０１号
秋田市広面字蓮沼20番１号　パール広面ハイツ202号室、住民票上の住所秋田市横森１丁目22番19号　キャンパス桜３号
債務者　阿部真太郎
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５２２号
秋田市川元開和町12番３号　レオパレス川元開和町第３―205号、前住所秋田市山王中島町６番35号　コリーナ・デ・ルーナ102号
債務者　野呂　　昇
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２３号
茨城県神栖市奥野谷11番地19
債務者　多田　安光
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１３４号
茨城県潮来市日の出１丁目17番地５　県営浪逆第２アパート２―101
債務者　田原　尚美
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１４０号
茨城県神栖市知手中央５―９―28パレス鹿島Ｂ201号室、住民票上の住所神栖市砂山1014番地359
債務者　浅野　友紀
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１４３号
茨城県神栖市知手中央８丁目１番30号中央住宅１号室
債務者　志摩　義人
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１４４号
茨城県鹿嶋市大字荒野330番地３
債務者　高田　一広
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１４９号
茨城県神栖市知手中央６丁目８番18号　レジデンス・クー201
債務者　根本みつゑ
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第５６号
千葉県館山市正木2062番地の１　ベル正木Ａ
債務者　井上　輝一
1　決定年月日時　平成22年10月28日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで　千葉地方裁判所館山支部

平成２２年（フ）第２９８号
長野県松本市大字里山辺1251番地８　西棟、前住所長野県安曇野市堀金烏川3861番地１
債務者　望月　尚博
1　決定年月日時　平成22年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第１４８０号
京都市西京区大枝東新林町１丁目２番地　10棟104号
債務者　伊藤　敏和
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月28日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係